

【白根ケーブルネットワーク株式会社STB・B-CASカード・C-CASカード 利用規約】

白根ケーブルネットワーク株式会社(以下当社という)と、当社が行うデジタル放送サービスの提供を受けるもの(以下利用者という)との間に締結される契約は、以下の条項によります。

第1条 (サービスの提供)

当社は、定められた区域内において、利用者にセットトップボックス(以下STBという)を経由し、次のサービスを提供します。なお、放送事業者のテレビジョン放送には、利用者が有料の視聴契約を当該放送事業者と締結することによって受信できるものが含まれます。

- 当社は本契約にもとづき以下のサービスを提供するものとします。
 - 基本サービス
放送事業者の放送およびラジオ放送(FM)の放送サービスならびに自主放送サービスのうち、それぞれ別表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス
 - 有料放送サービス
放送事業者のテレビジョン放送のうち、それぞれ別表に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス

第2条 (契約の単位)

利用契約は、STB1台につき1契約を結ぶこととします。

第3条 (契約の成立)

本契約は、定められた区域内において、当社とCATV加入契約を締結しそのサービスの提供を受けている加入者または加入者と同一世帯(加入者と同一の住居および生計をとる者の集まり)の者、または加入者と同一事業所(同一の建物または同一敷地内で経理をとる事業所)および加入者より賃貸に供されているCATV回線を利用している者と当社の間で締結するものとします。

- 本契約は、利用者があらかじめこの約款に同意し、当社所定の手続きを経て、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。ただし、利用者が申込書を提出し契約の意思表示をしても、当社は、技術的および、STBの設置場所等の状況により、申し込みを承諾しないことがあります。

第4条 (設置場所)

STBの設置場所は利用者の住所とし、利用者は善良なる管理者の注意義務をもってSTBの保管、管理、使用するものとし、転貸は禁止します。

第5条 (契約の有効期限、最低利用期間)

契約の有効期限は、契約成立の日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、および利用者いずれからも何等意思表がない場合には、引続き利用契約を1年間延長するものとし、以後も同様とします。

- サービスの最低利用期間は、サービスの開始日から起算して、3ヶ月間とします。
- 利用者は、前項の期間内に解約をする場合、当社が定める期日までに未経過分の利用料金を支払うものとします。

第6条 (利用料金等の支払い方法)

利用者は、別表に定める利用料金を、原則として口座振替により当社の指定する期日までに、毎月支払うものとします。

- 利用者はSTB設置に工事を要する場合、別表に定める料金を当社に支払うものとします。
- 本契約に基づく基本サービスにより、NHK地上デジタル放送(地上契約)及びNHK衛星放送が受信可能となるため、NHKから衛星契約(地上契約を含む)の締結・受信料の支払いを求められることがあります。

第7条 (保証金)

利用者は、賃貸建物において自らが加入権を有しないCATV回線を利用して本サービスの提供を受けようとする場合、別表に定める保証金を当社に納付するものとします。

- 前項の保証金は、本サービスの解約後、当社の指定の方法により利用者に返還するものとします。

第8条 (レンタルSTB)

当社は、当社が貸与するSTB(以下レンタルSTBという)を介して提供するサービスに利用申し込みをおこなった利用者に対し、別表に定める料金でSTBを貸与します。

- レンタルSTBについて、その所有権は当社に帰属し、付属品等は当社が別に定める料金で購入するものとします。
- レンタルSTBについて、故障等が発生した場合、当社は無償にて修理、交換、その他必要な措置を講じるものとします。
- 前項の規定に係わらず、利用者の責に帰すべき事由によりレンタルSTBに故障、破損、紛失等が発生した場合には、利用者は、当社に対してその修理費用または当社が別に定める補償金の支払いを要するものとします。

第9条 (販売STB)

当社は、当社が販売するSTB(以下販売STBという)を介して提供するサービスに利用申し込みをおこなった利用者に対し、別表に定める料金でSTBを販売します。

- 販売STBについて、付属品等は当社が別に定める料金で購入するものとします。
- 販売STBの修理保証は販売した日から1年間とします。保証期間内に販売STBが故障等した場合には、当社は無償にて修理、交換、その他必要な措置を講じるものとします。
- 前項の規定に係わらず、利用者の責に帰すべき事由により故障、破損等が発生した場合、当社は、利用者に対してその修理費用を請求出来るものとします。

第10条 (B-CASカードの貸与)

当社は、利用者に対してSTB1台につきB-CASカード1枚を貸与するものとします。

- 本サービスの利用者が使用するB-CASカードの取り扱い、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款」によるものとします。
- 利用者の故意または過失によりB-CASカードを破損紛失等した場合には、当社が別に定める補償金を支払うものとします。なお、B-CASカードの再発行に関しても同じとします。
- 解約時には、B-CASカードを当社に返却するものとします。
- 利用者の責めに帰すべき事由により、当社および第三者に損害を及ぼした場合は、利用者がその損害を賠償するものとします。
- 既にSTB本体を保有しカードのみの貸与を希望の場合は、別表に定める料金でB-CASカードを貸与します。その場合の取り扱いは本条に準じるものとします。

第11条 (C-CASカードの貸与)

当社は、利用者に対してSTB1台につきC-CASカード1枚を貸与するものとします。

- C-CASカードの所有権は当社に帰属し、利用者は解約または契約解除までSTBに常時装着した状態で使用するものとします。
- 利用者は、善良なる管理者の注意義務をもってC-CASカードを管理するものとします。
- 利用者の責めに帰さない事由により、C-CASカード本体が故障し、受信障害が発生した場合には、当社はC-CASカードの交換等、その他必要な措置を講じるものとします。
- 利用者は、次の各号を行うことはできません。
 - C-CASカードの転貸、譲渡、質入れその他の処分

(2)C-CASカードの複製、改造・変造、改ざんなどのカードの機能に影響を与えること

(3)C-CASカードを日本国外に輸出または持ち出すこと

6. 既にSTB本体を保有しカードのみの貸与を希望の場合は、別表に定める料金で、C-CASカードを貸与します。その場合の取り扱いは本条に準ずるものとします。

第12条 (C-CASカードの紛失等)

利用者は、C-CASカードを紛失または盗難にあった場合、当社に速やかに届け出るものとします。

2. 当社は、届け出を受理した後、速やかに当該C-CASカードを無効にします。ただし、届け出が受理される前に第三者によりC-CASカードが使用された場合、利用料金は利用者の負担となります。
3. 利用者の故意または過失によりC-CASカードを破損紛失等した場合には、当社が別に定める補償金を支払うものとします。なお、C-CASカードの再発行に関しても同じとします。
4. 利用者の責めに帰すべき理由により、当社および第三者に損害を及ぼした場合は、契約者がその損害を賠償するものとします。

第13条 (故障)

当社は、利用者から当社の提供するサービスに異常がある旨申し出があった場合、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。

2. 利用者は、受信に異常をきたしている原因が利用者の施設による場合、修復に要する費用を負担するものとします。
3. 利用者は、利用者の故意または過失により当社の施設に故障等が生じた場合、施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第14条 (利用者名義の変更)

利用者は、STBの利用者名義を変更する事は出来ないものとします。

第15条 (著作権および著作権侵害の禁止)

利用者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスを、不特定の人に対し対価を受けて上映および複製を行う事、または、その他当社が提供しているサービスに有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることは出来ないものとします。

2. 利用者は、著作権の侵害を防ぐため当社の提供するサービスにデジタルコピーの制御として、1回のみデジタルコピーまたは、デジタルコピー不可の制御がなされていることを了承するものとします。
3. 利用者が第1項に反し当社に損害を与えた場合には、利用者は、当社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

第16条 (禁止事項)

利用者は、当社が提供するサービスを分配、配線等により利用者以外に供給することは出来ないものとします。

2. 利用者は、当社の放送サービスの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器等以外の不正な機器等を使用すること、または、本来のサービス以外の目的で、当社の機器等を使用することは出来ないものとします。
3. 利用者は、当社が認めた場合を除き、提供する機器以外を使用することは出来ないものとします。

第17条 (不正視聴)

当社は、本契約を締結せず、当社の施設を用いて第1条に定めるサービスを受信している者を、不正盗視聴者として関係機関に報告し次の損害賠償を請求するものとします。

(1)当社の施設に損害を与えた場合は、その復旧に要する全費用

(2)権利損害金として当社が本サービスを開始した平成18年7月1日以降、不正視聴の事実を当社が確認した時点までの利用料金

第18条 (利用者の義務違反による停止および解約)

当社は、利用者がこの約款に違反する行為が認められる場合、当該利用者に対し催告の上、本サービスの提供を停止し、解約の措置を講ずることが出来るものとします。

第19条 (解約)

利用者は、本サービスの解約を希望する場合、希望する日の10日以上前に書面で当社にその旨申し出るものとします。

2. 利用者は、解約日の属する月の利用料までの支払いを要するものとし、日割りによる計算は行わないものとします。
3. 利用者は本サービス解約が成立した場合、レンタルSTBおよびB-CASカード、C-CASカードを当社に速やかに返却するものとします。

第20条 (初期契約解除)

加入契約者は、当社と加入契約を締結し、その契約内容を表示した書面を受領した日(サービス提供がその書面の受領よりも後の場合においてはサービス開始日)から起算して8日を経過するまでの間、書面によってその契約の解除を行うことができます。

2. 前項の規定による加入契約の解除は、同項の書面を発した時にその効力を生じます。
3. 第1項の規定により加入契約の解除を行った場合、実際に支払った金銭の還付を請求することができます。ただし、予め加入契約の解除をする意思をもって加入契約の申込を行った場合等、加入契約の申込をしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4. 前項の規定に係らず、加入契約後、引込工事、宅内工事を着工済み、または完了済みの場合には、加入者はその工事に要した全ての費用及び解約にかかる費用を負担するものとします。

第21条 (放送内容の変更)

当社は、放送内容(チャンネル編成など)を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じないものとします。

第22条 (当社の責任事項および免責事項)

当社が第1条に定めるサービスを当社が知った時から連続10日以上提供しなかった場合は、1ヵ月分の利用料は無料とします。ただし、次の事項により発生した損失、損害については、当社は責任を負わないものとします。

(1)天災地変、衛星の機能停止などその他当社の管理の及ばない事由または当社の責に帰さない事由により本サービスが停止した場合

(2)加入者の施設に起因する故障、事故の場合

(3)放送事業者、衛星事業者、番組事業者および、当社の送信設備の維持管理上必要不可欠な計画停電、メンテナンス等による放送停止の場合

2. STB本体の故障等を含む何らかの不具合により、STBまたは利用者所有の録画機器へ正常に録画が出来なかった場合、および録画した内容(以下データという)を損失した場合等、そのデータについて当社は一切責任を負わないものとします。

第23条 (個人情報の取扱い)

当社は、個人情報の取扱いについて「白根ケーブルネットワーク株式会社個人情報管理規定」に則り、次のとおり厳正に取扱うものとします。

(1)当社は、利用者から個人情報を収集する場合は、その業務実態に応じた利用および提供の目的を明示し、目的の範囲を超えて情報の取扱いはしないものとする。また、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などを防ぐものとする

(2)当社は、個人情報の処理を外部に委託する場合には、当社の厳正な管理の下で行うものとする

(3)当社は、利用者自身から利用者に関する情報の開示、訂正の要求があった場合には、本人であることの確認後、当社の個人情報管理規定に基づき回答、訂正するものとする

(4)当社は、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守するものとする

第24条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合は、白根ケーブルネットワーク株式会社CATV加入契約約款により取り扱うものとします。

2. 前項によっても問題が解決しない場合、当社と利用者は契約約款の趣旨に従い誠意を持って協議を行ったうえ、解決すものとします。

第25条 (約款、料金表の改正)

当社は、社会、経済情勢の変化等により本約款および別表を改定する場合があります。

付 則

平成18年 7月 1日	施行
平成23年10月 1日	一部改定
平成26年 4月 1日	一部改定
平成28年12月 1日	一部改定